

【令和２年第１回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和２年３月１９日 総務委員長 野田 雅之

○「議案第１号 川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊マイナンバーカード普及率向上の取組について

国において「マイナポイント制度」や健康保険証と一体化の取組が行われているため、今後、普及率は向上していくものと思われる。

＊マイナンバーカードの個人情報のセキュリティ対策について

マイナンバーカードに格納されているＩＣチップのデータを使用する際や、公的個人認証サービスを利用する際には、暗証番号等の入力を行う必要があることに加え、通信は暗号化されているため、個人情報等の漏えいの可能性は低いものと考えている。

＊オンライン化に伴うシステム構築等に係る対応及び構築等に係る費用について

本条例の制定後、オンライン化のために新たなシステム構築等を直ちに行うことは予定しておらず、当初から予定されているシステム改修等の際にオンライン対応の改修を行い、改修が完了した制度からオンライン化を開始することを予定しているため、多額の費用は掛からないと想定している。

＊デジタルデバイドへの対応について

オンライン化に伴い、受付窓口等の廃止は予定していないため、パソコン等の操作が苦手な市民が困ることはないと考えている。

《意見》

＊オンライン化に伴い受付窓口等を廃止しないことは評価できるが、マイナンバーカードを紛失した際の個人情報の漏えい等の疑念を払拭することができず、また、マイナンバー制度自体に反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第２号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊本議案の趣旨がマイナンバーの利用の拡大であることの認識について

本議案は、川崎市営住宅条例の一部改正等により、マイナンバーを利用できる機会を新たに追加するものであるため、行政手続におけるマイナンバーの利用の拡大と捉えている。

《意見》

＊本議案は行政手続におけるマイナンバーの利用の拡大を行うものであるが、マイナンバー制度自体に反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第３号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第４号 川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第５号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 申出があった際に日額の報酬を当日払いで行うことの可否について

事務の効率化のため、月ごとにまとめ払いの方法により支給する対応を促す予定であるが、当日払いの申出があった場合には、柔軟に対応する予定である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第６号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について（総務企画局に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

* 本議案で廃止を予定している基金の残高及び廃止理由について

総務企画局所管の庁舎整備基金の残高は約５３０万円であるが、本庁舎等建替事業の財源に全額を充てる予定であることから廃止するものである。

本議案で総務企画局所管以外の基金については、公共下水道事業基金、地球環境保全基金及び学校施設整備基金の廃止を提案している。

公共下水道事業基金の残高は約３，３００万円であり、下水道処理人口普及率の大幅な上昇等に伴い、今後基金を基に行う下水道整備が想定されていないため、廃止するものである。

地球環境保全基金の残高は約８２０万円であり、当初、地球環境保全対策費等補助金の交付を受けるために使用していたが、当該事業が終了し、その後は別の補助金の交付の受け皿としても利用していたが、その事業も終了となったため、廃止するものである。

学校施設整備基金の残高は約７，５００万円であり、学校防犯対策施設整備事業の財源として利用するため、廃止するものである。

なお、基金の残高については、令和元年１２月末時点のものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第10号 川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊「第三者販売の禁止」の内容について

卸売業者が、仲卸・売買参加者以外に卸売を行うことを禁止することである。

＊「商物一致の原則」の内容について

卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売を行ってはならないとする原則である。

＊「直荷引きの禁止」の内容について

仲卸業者は、市場内の卸売業者以外から買い入れて販売してはならないとするものである。

＊「第三者販売の禁止」及び「直荷引きの禁止」の規制緩和を行うことによる公正な価格形成が行われなくなることへの懸念に対する考えについて

売買取引の条件、卸売予定数量及び卸売結果の公表を義務付けていることから、多くの市場関係者が取引結果を知ることができるため、牽制機能が働き、買いたたき等の不当な取引は抑制されるものと考えている。また、仮に量販店等に対して不当な廉価販売が行われた場合は、差別的取扱禁止規定に反することになるため、市が卸売業者への事実確認の上、指導等を行い、是正させることが可能となっている。

また、国においても、食料品等の取引状況について定期的な監査を行い、調査結果に基づく必要な措置を講じ、不正な取引がある場合は公正取引委員会に通知することとされているため、公正な価格形成が担保できるものと考えている。

＊「商物一致の原則」の規制緩和によって、出荷者と量販店の直接取引が可能となることにより、仲卸業者の購入量が減少することへの考えについて

「商物一致の原則」の規制緩和は、卸売業者が集荷した荷を市場に持ち込むことなく販売できるようになるだけであるため、卸売業者から仲卸業者や第三者に販売するという商取引そのものに変更があるわけではない。

また、量販店にとって、日々多くの品目を扱っている中で、個々の出荷者と直接取引を行うことは非効率であり、市場経由による取引の方が、多種多様な品目が集まり買い手の要求に応じて集約、配送が可能となるなど効率的であるため、直ちに仲卸業者の購入量が減少するとは考えていない。

＊卸売市場法改正に伴う他都市の条例改正等の動向について

把握している32都市について、本市と同様に「第三者販売の禁止」、「商物一致の原則」及び「直荷引きの禁止」について、全て規制緩和を行う自治体は22都市、全て禁止とする自治体は4都市、規制緩和と禁止が混在している自治体は6都市である。なお、特に本市から距離が近い自治体である東京都、横浜市及び浜松市においては、本市と同様に全て規制緩和を行う議案が可決されている。

《意見》

＊本市の卸売市場は生鮮食料品等の取引において、「第三者販売の禁止」、「商物一致の原則」、「直荷引きの禁止」の3原則により価格調整機能、需給調整機能

及び品質評価機能を果たしてきたと考えており、３原則の規制緩和を行うことによりこれらが正しく機能しなくなるおそれがあることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１１号 川崎市自転車競走実施条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第２６号 包括外部監査契約の締結について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第２７号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第５３号 令和元年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第５４号 令和元年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第５９号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊本議案の改正に伴う５５歳以上の一般職の昇給号給数の変化について

現在の５５歳以上の一般職の昇給数は、勤務成績が「極めて良好」の場合は、４号給の昇給、「特に良好」の場合は３号給の昇給、「良好」の場合は２号給の昇給、「やや良好でない」の場合は１号給の昇給、「良好でない」の場合は昇給なしであるが、本議案の施行後は、今後人事委員会規則で定めることになるが、「極めて良好」の場合は２号給の昇給、「特に良好」の場合は１号給の昇給になり、その他の勤務成績は昇給なしとなる。

《意見》

＊５５歳以上の職員の昇給号給数が勤務成績にかかわらず下がることになるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第60号 令和元年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

- * 他都市は国が提案するモデルケースの単価を用いて費用の算出を行っている中で本市が当該単価を用いなかった理由について

本市に対する国からの情報の到達が遅かっただけでなく、国が提案するモデルケースの単価を用いる方法では、今後、予算が不足するおそれがあると認識した上で、予算不足が原因で事業の進捗が遅滞することはあってはならないと考え、本市では、学校ごとに必要な整備に掛かる事業費を業者等の見積りに基づいて算出したためである。

- * 業者等の見積りと国が示したモデルケースの単価を用いて費用の算出を行う場合の相違について

本市は、各学校の校舎の形状等を踏まえて学校ごとに単価を割り出し、必要な経費を算出したところであるが、国が示したモデルケースの単価は、機械的に平均値を割り出し積算したものである。本市としては、国が示したモデルケースの単価では、ネットワーク整備を行うに当たり費用が不足するおそれがあると考えており、今後、国に対して適正な金額の補助について要請していきたいと考えている。

- * 国からのネットワーク整備に係る補助額が確定する時期について

今後、本市はネットワーク整備に係る補助額の増額要請を予定しており、また、全国市長会においても増額要請を予定しているところである。現在、国から補助額の内定通知を受けたことは事実であるが、幼児教育・保育の無償化等において、全国市長会等からの要請を受けて国の補助額が増額した経緯があることから、補助額が確定する時期については未だ定まっていないと認識している。

- * 本市の財政状況を考慮した上で本議案の提出に至った経緯について

国が提案するモデルケースの単価を用いた積算金額と、本市の業者等の見積額を積み上げた積算金額にかい離が生じているが、今後は、国の補助額の決定に至った根拠等の精査を行い、国の決定に整合性が確認できれば、必要なLAN等のスペックを確保した上で事業費の縮減に努めていくことも考えられる。

しかし、現時点では、縮減できる金額が明らかではないため、示した補正額での本議案の提出に至ったという経緯がある。整備内容等が確定し次第、議会に対しては丁寧に説明を行っていく予定である。

なお、現時点で国が示す単価を用いて費用を算出する方法については、本市として納得できるものではなく、今後、国に対して補助額の増額等を求めていく予定である。本議案の提出後に議案の訂正等も検討したが、議案の訂正等を行うことは、国の補助額を認めたことに繋がるおそれが考えられたため、そのような措置は行わないことを決定したものである。

- * ネットワーク整備に係る費用の内訳について

LANの整備に約8億7,000万円、電源キャビネットの整備に約16億

1, 000万円、無線アクセスポイントの整備に約14億4, 000万円、ルーターの設置に約3億7, 000万円、調査費用に約3億6, 000万円、夜間工事等のための警備委託に約4, 000万円を概算で計上している。

*** 他都市のネットワーク整備に係る費用の積算方法について**

自治体によって様々であり、本市と同様に業者等の見積額を積算した自治体もあるが、単純に国が提案したモデルケースの単価額に学校数を乗じた自治体も存在することを確認している。

*** 費用不足が生じた際にネットワーク整備を行う学校数を減らすことの考えについて**

GIGAスクール構想は、全ての学校を対象としているため、ネットワーク整備を行う学校を減らすことは考えていないが、仕様の見直し等を行い、縮減できる費用については検討していく。

*** 仕様等を見直してもなお費用不足が生じた際の予算措置について**

仕様等を見直しにより、費用不足を極限まで抑えるように努めても、なお費用不足が生じる場合は、基本的には市債での対応が考えられる。令和2年度補正予算で対応する方法と令和元年度の繰越予算の中で対応する方法があるが、費用不足の程度により、どちらの方法を用いるか検討を行う必要があり、方針が決定した際には議会に丁寧に説明を行っていく。

*** 本市におけるGIGAスクール構想のイニシャルコスト及びランニングコストについて**

イニシャルコストは全体で約163億円を想定しており、来年度までに整備予定のネットワーク整備に約47億円を、端末の配備費用は現在国と仕様等において調整中であるが、約116億円を試算している。そのうち、ネットワークの整備として約21億円を本議案において計上しており、端末の配備に約50億円の国費負担が予定されている。また、ランニングコストについては、最大で年間約25億円を要する見込みである。

*** ランニングコストに係る国に対する要請活動の実態について**

全国市長会や指定都市市長会等において、各都市で連携して国に対する財源措置の要請を行っている。

*** ランニングコストに対する国の補助について**

ランニングコストを補助対象とするかどうかについては、国から明確な回答はない。

*** 今後予定される端末の配備における国との協議内容について**

国からは1台当たり約4万5, 000円の端末の配備が提案されているが、示された端末のスペック等を確認の上、今後、検討を行っていくことになる。仮に、その端末が必要な性能を満たす場合は、ランニングコストの縮減を図れることが想定される。

*** 各学校に3人当たり1台の端末を整備した場合の費用について**

現在、各学校の視聴覚室に1クラス分の端末が配備されているような状況であると考えられ、3人当たり1台の端末の配備を行った場合は、約21億円の

費用を要する見込みである。

- * 財政局と教育委員会事務局において協議を行い、戦略的に事業執行に取り組む考えについて

財政状況にかかわらず、当該事業は限られた期間内で事業を執行する必要があるため、財政局と教育委員会事務局が執行額の精査等に取り組み、今後の動向について議会に対して丁寧に説明を行いながら進めていく必要があると考えている。

- * G I G A スクール構想の実現により、学校ごとに不均衡が発生しないようにするための教員等に対する指導方法の体制づくりについて

教員のパソコンの得手不得手によって学校ごとに不均衡が生じてはならないと考えており、教員のパソコンの操作技術の向上は課題の一つであると考えている。また、学校における I C T 化に伴う授業カリキュラムも教育委員会事務局において検討中であることを確認している。

《意見》

- * G I G A スクール構想は教育関係における重要なインフラ整備であると考えするため、今後、ネットワーク整備の仕様を見直すとしても、最低限のスペックは確保し、来年度以降も財政局と教育委員会事務局で協議を行い、本事業においては丁寧な対応を行ってほしい。
- * 児童生徒に対する基本的な端末操作等の授業の必要性や、文部科学省が推奨しているプログラムアプリの操作性は、文字等の習得が十分でない小学校低学年にはタブレット端末の方が向いているとの意見もあることから、端末について安く調達できるとの理由で安易に都道府県での共同調達を行わず、整備内容及び整備計画には十分な検討を行ってほしい。
- * 本市が子どもたちの状況に応じて誰一人取り残さない教育の環境整備を行うことは重要であると考えており、特に I C T 化は、特別な支援を必要とする子どもたちや不登校、療養中の子どもを対象とした遠隔教育の拡大も期待されているが、ネットワークの整備や端末の導入後の費用負担等については、国費負担で措置すべきであると考えているため、あらゆる機会を通じて国への要請活動を行ってほしい。
- * 本日の委員会で協議した内容については、教育委員会事務局と共有して、当該事業を進めてほしい。
- * 当該事業の詳細な予算措置について決定した際には、議会に対して早急かつ明確にその内容を示してほしい。
- * 当該事業は市費負担も多額になることが想定されるだけでなく、G I G A スクール構想は個別に異なる課題を学ぶことを可能にし、集団での学びの大切さが軽視される懸念を教員から伺っている。また、教員に対して過度の負担が掛かっている現状に加えて、来年度からはプログラミング教育も始まることが想定されており、ますます教員の負担を増やすことになりかねない。更に、教育に支出すべき費用は、300人にも上る教職員定数欠員の解決や少人数学級の実施が優先されるべきと考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「請願第１０号 沖縄県民投票で沖縄県民の出した民意と地方自治を尊重し辺野古基地建設のための埋め立て土砂投入を停止し、話し合いによる問題の解決を求める意見書を政府に提出することを求める請願」

《請願の要旨》

沖縄県民投票で沖縄県民の出した民意と地方自治を尊重し、辺野古基地建設のための埋め立て土砂投入を停止し、話し合いによる問題の解決を求める意見書の政府への提出を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

普天間基地移設の議論の発端となったのは、平成７年９月に発生した米海兵隊員等による少女暴行事件であり、翌月には事件に抗議する県民総決起大会が開催され、米軍基地の縮小・撤廃要求運動に発展していくことになった。

平成８年４月には日米両政府が５～７年以内の普天間飛行場返還で合意したが、その一方で同年９月には日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票が実施され、賛成の数が有権者数の半数を超え、投票者数の８９％に上った。

平成１１年１２月に普天間飛行場の名護市辺野古への移設に係る政府方針が閣議決定され、平成１８年４月に国、名護市及び宜野座村が名護市辺野古沿岸部へのＶ字型の滑走路建設計画に基本合意し、その後、日米間及び国と県においても計画の合意がなされた。

平成２６年の沖縄県知事選挙において、新基地建設反対派である故・翁長雄志氏が当選し、翁長前知事は就任後、仲井間元知事による辺野古沖の埋立承認を取り消した。これに対して国は、承認取消しに関する執行停止を求めるなど、国と県が紛争状態となり、訴訟に発展する展開となった。

その結果、平成２８年１２月には最高裁で名護市辺野古への基地移設に関して県の敗訴が確定し、翌年４月には国が埋立区域の堤防建設に着手、さらに平成３０年には土砂搬入を開始したが、同年９月に辺野古県民投票の会が９万２，８４８筆の署名を集めて、沖縄県知事に、普天間飛行場の代替施設として名護市辺野古に計画されている米軍基地建設のための埋め立てに対する賛否を問う県民投票実施について、直接請求を行った。

本請求を受けて、同年１０月に県議会では、「賛成」、「反対」の２択とする案と、「賛成」、「反対」、「やむを得ない」、「どちらとも言えない」の４択とする案の２つの条例案が提出され、採決の結果、「賛成」、「反対」の２択とする案が賛成多数で可決され、同年１１月には「平成３１年２月１４日告示・２月２４日投開票」の住民投票のスケジュールが発表された。

しかし、事務執行のための補正予算案が否決、又は当該予算案の関連項目が削除された市町村議会が複数あり、宮古島、宜野湾、沖縄、石垣及びうるまの５市の市長は県民投票への不参加を表明した。

これを受けて県議会では、「賛成」、「反対」、「どちらでもない」の３択とする妥協案に各会派が合意し、平成３１年１月２９日に３択案の一部改正条例案が可決された。

これを受けて、不参加を表明していた５市の市長も投票の実施を表明し、県内全市町村で投開票が行われることになった。

県民投票の投票率は５２．４８％であった。投票者数から不受理等、無効投票を除いた有効投票６０万１，８８８票のうち、賛成が１１万４，９３３票、反対が４３万４，２７３票、どちらでもないが５万２，６８２票であり、反対が最も多く、投票資格者の総数の４分の１を上回った。

投開票の結果、いずれかの投票数が投票資格者の総数の４分の１に達したときは、知事はその結果を尊重し、内閣総理大臣及び米国大統領に対し通知することとされていたため、沖縄県知事は同年３月１日に内閣総理大臣に通知文書を手交し、米国大統領宛ての文書をヤング臨時代理大使に提出した。

《主な質疑・答弁等》

*** 新基地予定地の一部エリアに軟弱地盤が発見されたことによる工事期間の年数、工事費の増加額及びその内訳について**

防衛省内で開催された技術検討会において、新基地の供用開始までには最短で１２年掛かる見通しが示された。また、工事費は、当初見込んでいた約２．７倍に相当する約９，３００億円を要する見通しも併せて示された。その内訳として、確認できる範囲では、地盤改良費１，０００億円を含めた工事費が約７，２２５億円、飛行場の整備費が約６２５億円、環境対策経費が約７００億円とされている。

*** 水面下９０メートルの軟弱地盤改良工事の事例の有無及び工法について**

日本国内において、水面下９０メートルに達する軟弱地盤改良工事の事例は把握できていない。当該基地の軟弱地盤の改良工事に当たっては、強固に締め固めた砂杭を地中に造成して地盤を改良するサンドコンパクションパイル工法と、軟弱な粘性土質にケーシングパイプで砂杭を打ち込んで水分を排出するサンドドレーン工法の２種類の工法を組み合わせる予定であることを防衛省が発表している。

*** 他都市における本請願と同趣旨の請願等の取扱い状況について**

政令市においては、仙台市、さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、北九州市、福岡市及び熊本市において同様の請願又は陳情が提出されており、北九州市は継続審査、さいたま市及び新潟市は不採択、京都市は採決を行わず、大阪市は付託対象外のため審査せず、静岡市は議長供覧、その他の政令市は議員配布のみで審査は行わずとの結果であった。

また、県内市においては、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市及び大和市において陳情が提出されており、大和市は不採択、その他の市は、議員配布のみで審査は行わずとのことであった。なお、神奈川県においては受理していない。

《取り扱い》

- ・ 神奈川県は米軍基地の面積が全国３番目の都道府県であることから、本市においても米軍基地の問題は他人事と捉えることはできず、将来、市民に重大な影響を及ぼすことがないとは言えない。また、辺野古基地建設に関する問題は、単なる国の政策の問題にとどまらず、住民自治、人権に関わる重大な問題と捉えるべきであり、外交、軍事に関することを国の専権事項とする根拠は憲法等にも記載がないことから、本請願

は採択とすべきである。

- ・ 現在、沖縄県に対して過度の負担が集中しており、住民投票の結果も圧倒的多数で反対という明確な意思表示がされていることを鑑みると、まずは議論することが必要であると考えため、本請願は採択とすべきである。
- ・ 政府が沖縄県の地元住民等と話し合いながら様々な対応をしてきた経緯もある中、国防等に関する事項については国が議論する内容であると考えため、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 沖縄県民の気持ちは一定程度理解するところであるが、国で議論を進めていることを考えると国で解決すべきものと考えため、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 本請願の趣旨に埋立て土砂投入停止との記載があり、それはすなわち本計画の取りやめや停止することを意味すると考えられ、これまで日米間で議論し、調整してきた経緯がある中での計画停止等については賛同することができないため、本請願は不採択とすべきである。

《 審査結果 》

賛成少数不採択